

産科医等確保支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、県内のお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図ることを目的とする。

2 補助対象事業者

補助事業を実施できる者は、和歌山県内の医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所及び助産所の開設者で、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準ずると和歌山県知事が認めたもの。

ア 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

3 補助対象経費

分娩を取り扱う産科医等に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、和歌山県知事が適当と認める場合は開設者本人への手当についても対象とする。

4 事業内容

和歌山県内のお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

産科医等確保支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、地域でお産を支える産科医等（産科医、産婦人科医及び助産師をいう。以下同じ。）に対し分娩手当等を支給することで処遇改善を図る者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、産科医等確保支援事業実施要綱（平成26年7月15日施行）に基づき実施する産科医等確保支援事業とする。

2 補助事業を実施できる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者又は同法第8条の規定に基づき届出した診療所及び助産所の開設者とする。

（補助金額）

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）アに定める基準額とイに定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

ア 基準額

1 分娩当たり 10,000円

ただし、周産期母子医療センターで第3条（1）イを令和5年度より拡充した場合（以下、拡充という。）にあっては、1分娩当たり30,000円とする

イ 対象経費

分娩を取り扱う産科医等に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）

（2）前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（周産期母子医療センターで拡充した場合にあっては2分の1）を乗じて得た額以内の額

（交付申請書の添付書類の様式等）

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	別途通知	別途通知
経費所要額調	別記第2号様式		
事業に係る歳入歳出予算書（見込書）の抄本			
その他参考となる資料			

（交付条件）

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

（2）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（3）前2号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けるものとする。

（変更の承認）

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第4号様式）に第4条の表に定める様式等を添付して毎年度1月10日までに知事に提出しなければならない。この場合において、前条の事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第8条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとし、事業の完了の日から起算して25日を経過した日（第5条第1号ウの規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して25日を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

書 類	様 式	提 出 部 数
事業実績報告書	別記第 5 号様式	2 部
支給実績報告	別記第 6 号様式	
経費所要額精算書	別記第 7 号様式	
事業に係る歳入歳出決算書 （見込書）の抄本		
その他参考となる資料		

（補助金の返還）

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を

超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 23 年 9 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 26 年 7 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 25 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。